

富良野市男女共同参画推進委員会議案

日 時 平成 30 年 2 月 1 日(木)
午後 6 時
場 所 文化会館研修室

1. 開 会

2. 市民生活部長あいさつ

3. 報告・協議事項

1 平成 29 年度における各種事業について 資料①

(1) 研修会・講演会の開催

① 地域づくり講演「町内会の加入促進と担い手育成」別紙資料1
11月20日(月)13:30 地域福祉センターいちい 主催:富良野市
講師 北星学園大学教授 岡田直人 氏 参加者50名

(2) 広報誌での啓発 資料②

女性起業家活躍している様子を掲載。他子育て支援などの施策を掲載しています。

2 協議事項

①市男女共同参画推進計画の状況について 資料③

・後期期間:平成 26 年度～平成 30 年度推進計画について

②男女共同参画推進研修会の開催について

平成30年度 防災・地域福祉研修等を実施予定

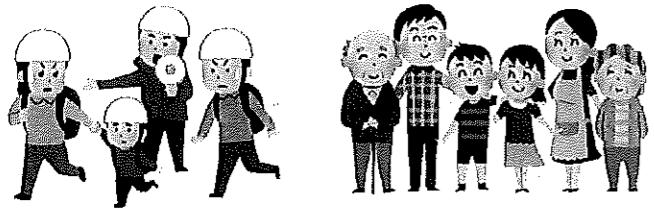
3 その他

①男女共同参画推進条例について 資料④

②男女共同参画推進計画の策定について

現推進計画が平成 30 年度までのため、平成30年度中に新計画を策定します。

富良野市男女共同参画事業
一地域づくり講演会一



今、町内会では役員のなり手不足や、
町内会未加入世帯の問題、生活に不安
を抱える高齢者の単身世帯の増加などさ
まざまな問題が出てきています。

今回はそれらの問題を解決するため、
女性の活躍の様子を含め様々な取り組み
を行っている他のまちの連合町内会の活
動を紹介しながら、みんなが楽になり、愉
しくなる地域づくりについて考えてみませ
んか。

資料1

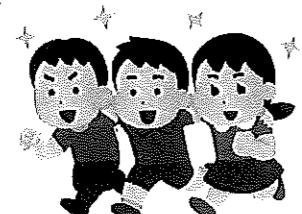
町

加	内	
担	入	会
い	促	の
手	進	
育	と	
成		

うある連合町内会の取組みから学ぶ



入場無料
申し込み不要



開催日時

11月20日(月)

開演:13時30分

(受付:13:00~)

場所

地域福祉センター いちい

富良野市住吉町1番28号



■講師 岡田直人氏
北星学園大学社会福祉学部
福祉計画学科 学科長・教授

主催:富良野市

共催:富良野市連合町内会協議会・富良野市社会福祉協議会

お問い合わせ先

富良野市市民協働課:39-2311 または 富良野市社会福祉協議会:22-2001

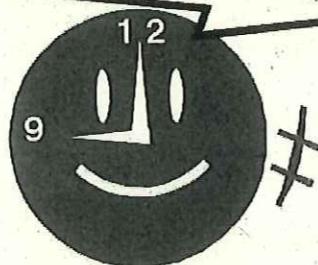
子どもを預けている間の少しの時間でも働きたい
子育てママの「働きたい」を応援します

子育てママ×子育て応援農家 をつなぎます

農業でもこんな多様な働き方ができます



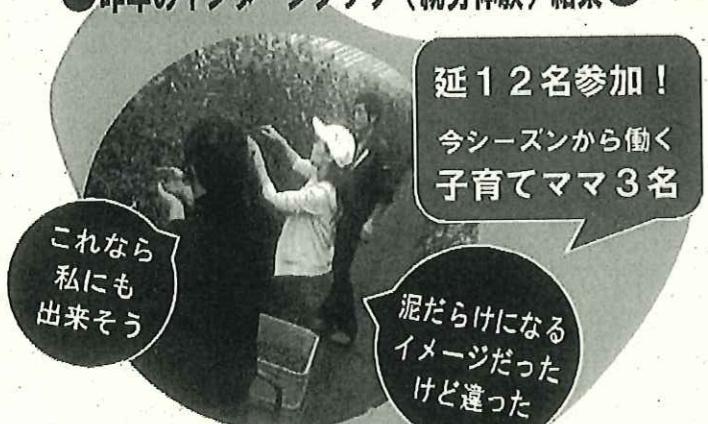
例えば、
子どもを預けている
平日の9時～12時勤務 etc



子育てママ ⇄ 子育て応援農家 をマッチングする仕組み



●昨年のインターンシップ（就労体験）結果●



●今年のインターンシップ（就労体験）の予定●

- 第1回 5月下旬 10時～12時
メロン（山部）
- 第2回 6月下旬 10時～12時
ミニトマト（富良野）
- 集合場所：保健センター
参加費：無料
- ※要申込み ※無料託児有
- スイーツ&
旬の野菜
無料託児付

登録／問合せ 富良野市営農活性化対策協議会事務局（農林課） 39-2309



試作段階のハーバリウム。花とオイルを小瓶に入れて観賞するインテリア

暮らしへ豊かにする
花の楽しみ方を提案したい

平泉 奈央さん

— フラワーショップ代表 —

フラノマルシェ2内に店舗を構える「はなや日々色」で、バラやカーネーションなど植物の魅力を伝えている、フローリスト（花職人）の平泉奈央さんは札幌市出身。

温厚で教育熱心な両親のもとで育ち、授業中に手を上げられないほど子どものころは引っ込み思案という平泉さん。札幌開成高校卒業後、酪農学園大学に進学し、道民の森や大学の演習林で森づくりに親しんでいるうちに「植物にまつわる仕事がしたい」と考えるようになり、花きを専門に扱う市場に就職。そこで毎朝行われる競りなどに携わり2年が経過しようとしたある日、美園フラワーの大塚社長に声をかけられ、花屋に再就職しました。そこで平泉さんは、誰よりも長い時間大好きな植物に触れ、参考書などで植物の扱い方を独学し、フラワー・アレンジメントで才能を開花させ、自分でも「この仕事は天職！」と感じるほど順風満帆な日々を送っていたそうです。そんなある日、東川町で雑貨屋を経営している同級生から「富良野に新しくオープンするマルシェ2で花屋のテナントを募集している」ということを聞き、これを機に独立を決意。10年間勤めた生花店を退職し、平成27年4月に富良野に移住してきました。

富良野の印象について平泉さんは、「移住して知り合いのいない私に、たくさんの友人を紹介してくれたり、人ととの距離感が近くて、優しい人がたくさんいるまち」と話します。店のオープンから2年が経過し、この間、地元の農村女性と意気投合し、ほうれん草に花をあしらえたベジタブルフラワーにチャレンジしたり、東山の農家さんに協力してもらいトルコキキョウフェアを開催するなど、新しい花の楽しみ方を追求し提案している平泉さん。現在は業界で注目されている「ハーバリウム」の商品開発に試行錯誤しながら取り組んでいるそうです。

今後について平泉さんは「花は日々の暮らしをとても豊かに感じさせてくれます。そんな花のある暮らしや、花の楽しみ方を多くの人に提案できたら嬉しいです」と、微笑みながら話してくれました。

富良野の

子育て・福祉支援



●乳幼児等医療費助成制度

◆対象者・支給内容

- ①小学校就学前までの乳幼児の入院費、通院費など（6歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）
- ②小学生の入院費、訪問看護費（満12歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）

◆手続きに必要なもの 印鑑、健康保険証

◆自己負担

- ・小学校就学前 →自己負担なし
※平成28年8月診療分から所得制限がなくなりました。
- ・小学生
住民税非課税世帯 →自己負担なし
住民税課税世帯 →医療費の1割負担（生計中心者の方が一定額以上の所得がある場合は助成されません）
・道外の医療機関を受診した場合は、償還払いとなりますので払い戻しの手続きをしてください。

●児童手当制度

- ◆対象者 中学3年までの児童生徒（満15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童生徒）を養育している方

◆支給額

0歳～3歳の誕生日まで	一律15,000円
3歳～小学校終了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校終了前（第3子以降）	15,000円
中学生	一律10,000円
所得制限額以上	一律5,000円

◆支給月

原則10・2・6月に前月分までが支給されます。

◆手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、請求者名義の金融機関口座番号、その他必要に応じて提出する書類があります。公務員の方は勤務先に請求してください。

◆現況届

6月以降の児童手当を受ける要件があるか確認するために、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。



●子育て支援センター

保健センター内にある子育て支援センターは、子育てに関する不安や悩みを解消するため、親子が気軽に集まって育児の相談や情報交換を行い、親同士が自由に交流できる場所です。保育所や幼稚園に入所していない子どもが対象です。また、ここに紹介したプログラムの他にも、「子育て相談」や「絵本の無料貸出し」「子育て講座」「パパ広場」なども行っています。

◆ひよっこサロン

とき 毎週月曜日 午前10時～11時30分
ところ 保健センター1階
対象児 0歳～2歳児（誕生日がきて3歳）の親子

◆子育てサロン

とき 每週月・火・水・金曜日
午後1時30分～3時40分

ところ 保健センター1階
対象児 0歳～就学前の親子

◆ふれあい広場（登録が必要です）

とき 每週火・金曜日 午前10時～11時30分
ところ 保健センター1階
対象児 0歳～2歳児（誕生日がきて3歳）の親子

◆水曜開放

とき 每週水曜日 午前10時～11時30分
ところ 保健センター1階
対象児 0歳～2歳児（誕生日がきて3歳）の親子

◆土曜開放

とき 7月15日㈯、8月19日㈯、9月16日㈯、
10月7日㈯、10月21日㈯、11月18日㈯、12月2日㈰、
12月16日㈰、1月13日㈰、1月27日㈰、2月17日㈰、
3月3日㈰、3月17日㈰ 午前10時～11時30分

ところ 保健センター1階

対象児 0歳～2歳児（誕生日がきて3歳）の親子

◆ふらのっこクラブ

とき 每月第1・第3木曜日 午前10時～11時15分
ところ スポーツセンター サブアリーナ
対象児 2歳～就学前の親子

◆ふれあい合同広場

とき 每月第4木曜日 午前10時～11時15分
ところ スポーツセンター サブアリーナ
対象児 0歳～就学前の親子

●児童扶養手当制度

◆対象者

父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない児童を養育している方
※児童とは18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳の年度末)までにある児童をいいます。ただし、心身に中度以上の障がい(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい)がある場合は20歳未満とします。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)のある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧父または母が裁判所からのD.V保護命令を受けた児童

◆支給額

児童1人の場合 月額42,290円
(2人目9,990円、3人目以降は1人あたり5,990円加算)
※上記支給額は全額支給の場合です。本人及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは、所得制限により上記支給額から手当の支給が減額されます。
※児童や支給対象者が公的年金などを受給できるときは、年金との差額分の支給となります。

●特別児童扶養手当制度

◆対象者

身体や精神に重度の障がいのある児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方

◆支給額 1級 月額51,450円(4月分～)
2級 月額34,270円(4月分～)

◆次の場合は手当を受けることができません

- ①児童が日本国内に住所がないとき
- ②児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設などに入所しているとき
- ④父・母または養育者が日本国内に住所がないとき

問い合わせ

■児童手当・重度心身障害者医療費助成
ひとり親家庭等医療費助成・乳幼児等医療費助成制度
市民課(市役所3・4番窓口) 639-2310

■児童扶養手当制度 地こども未来課 639-2223

■子育て支援センター 地子育て支援センター 639-2335

■特別児童扶養手当制度・障害児福祉手当制度
福祉課 639-2211

●重度心身障害者医療費助成制度

◆対象者

- ①身体に障がいのある方で、1～3級(ただし3級にあっては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能並びに肝臓の機能の障がいに限る)の身体障害者手帳をお持ちの方
- ②心身障がい者で療育手帳A判定、または医師による診断書で重度と診断された方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている方(通院のみ助成)

◆手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証と次のいずれか【身体障害者手帳(または療育手帳)、診断書、精神障害者保健福祉手帳】

※生計中心者の方が一定額以上の所得がある場合は助成されません。

◆自己負担

住民税非課税世帯(小学校就学前)→自己負担なし
住民税課税世帯→医療費の1割負担

●障害児福祉手当制度

◆対象者

日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児

※障がいを事由とする年金などを受けた場合、または児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

※特別児童扶養手当制度と重複して支給を受けることができます。

◆支給額

1人につき月額14,580円(4月分～)

◆支給制限

本人・配偶者及び扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は支給されません。

●ひとり親家庭等医療費助成制度

◆対象者

ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)で18歳未満の子を扶養・監護、または18歳以上20歳未満(学生の場合は在学証明書が必要)の未就労の子を扶養している母親、または父親と子。ただし、母親、または父親は入院のみ助成。

◆手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証 ※生計中心者の方が一定額以上の所得がある場合は助成されません

◆自己負担

住民税非課税世帯(小学校就学前)→自己負担なし
住民税課税世帯→医療費の1割負担





つながり ささえあい まづな

ふらのコミュニティレポート

響きわたる太鼓の音色で 地域を盛り上げる



▲樹海盆踊りにおいて新しい長胴（ながどう）
太鼓で輝気太鼓を披露



地域でさまざまな活動を開催しているJAふらの東山支所女性部（林真佐子部長）。その活動の中で、女性部員を中心に結成されたグループ9人が「輝気・KAGAYAKI・太鼓」の演奏を通じて、地域を盛り上げています。

夏に開催されている東山ふるさと祭りのステージイベントで、農作業着のファッショショーンを披露していた女性部は、「長く続けら



▲樹海の里ブリトバスの休憩場所で農作業着姿で参加者に演奏を披露



▲背中に「樹海人」とプリントされたポロシャツ

れて、みんなが楽しむことができるのではないか」と新たな出し物を模索。そんな中で、年に1回だけ樹海小学校の子どもたちが「樹海太鼓」の演奏で使っていた宮太鼓と樽太鼓を活用しようと、和太鼓演奏の経験があるJAふらの東山支所職員の指導のもと、平成23年に「輝気太鼓」が誕生しました。

当初は東山ふるさと祭りだけの活動でしたが、徐々にさまざまな人から声がかかり、今はお揃いの赤いパンダナとボロシャツ姿をトレードマークに、地域イベントなどで演奏を披露しています。「樹海の里」も仕事で着ている農作業着ですが、参加者に喜ばれています」と6

年間の活動を振り返る林部長。輝気太鼓は誰でも参加できるので、これから仲間をどんどん増やしていきたいそうです。また、8月13日に行われた第7回樹海盆踊りでは、東山地域連絡協議会が「ミニニティ助成事業で購入した新しい長胴太鼓が披露され、メンバーたちがその新しい太鼓を使い輝気太鼓を披露するとともに、盆踊りのお囃子に華を添えました。今年は長寿を祝う会にも招待されるなど、地域のイベントなどで活動していますが、「これからは施設の慰問など、地域以外のところでもみなさんに喜んでもらえるよう頑張ります」と林部長は話します。

今年の文化祭では、新曲を披露できるよう、日々練習に励んでいる輝気太鼓のメンバー。「自分たちの活動が少しでも地域の活性化につながればうれしいです」と今後もさまざまな場面での活躍が期待されます。

子どもを預けている間の
少しの時間でも働きたい

子育て応援ファーム

子育てママの
「働きたい」を応援します！

短時間 OK 土日休み OK 急なキャンセル OK 時給 850円～

子育てママ ⇄ 子育て応援農家をマッチング

登録

*インターンシップや
登録農家などの情報を
お知らせします

▶就労体験

農家で
働く

《登録方法》

富良野市営農活性化対策協議会（農林課内）に電話、
またはメールで連絡してください。

申込み／問合せ 農林課 ☎ 39-2309
✉ hourin-ka@city.furano.hokkaido.jp

そこで、昨年度から試行的に、
子育て中の主婦を対象とした農業
体験「子育てママのインターンシ
ップ」を開催し、農家と主婦のマ
ッチングを行いました。11月
にはフランマルシェ2タマリーバ
で開催した農業エキスポでも、取
り組み内容をPRし、農業従事者
の確保に向けて取り組んでいます。
今年度は、新規事業として、子
育て応援農家（受入農家）と農家
の確保に向けて取り組んでいます。
市営農活性化対策協議会（事務
局・農林課）で立ち上げました。
8月末までに、農家は9件、子育
てママは18人の登録があり、この
うち12人の主婦は、すでにメロン

して、語ることはできません。
今日においては、玉ねぎの定植
や人参の収穫は機械が主流になっ
ていますが、その当時は農協や集
荷業者などが確保した出面さんが
畑を順番に回りながら作業してい
ました。しかし、頼みの出面さんた
ちは高齢化が進むとともに、徐々に
人数が減つてしまい、その結果、機
械化やオペレーターの派
遣、農作業ヘルパー制度などの取
り組みが次第に広がっていき、今
日に至ります。

出面さんたちに頼つていた手作
業は、今でもなくなつたわけでは
ありません。特に、ミニトマトや
メロンをはじめとするハウス内の
施設園芸作物は、機械で対応でき
ない作業が多く、各農家はヘルパー
制度を活用したり、ハローワーク
に求人を出して、市内や近郊か
ら人材を募集したり、人づてに紹介
してもらいながら、何とか適期紹
介に努め、中には、寝る間を惜しつ
いで作業する農家もいます。

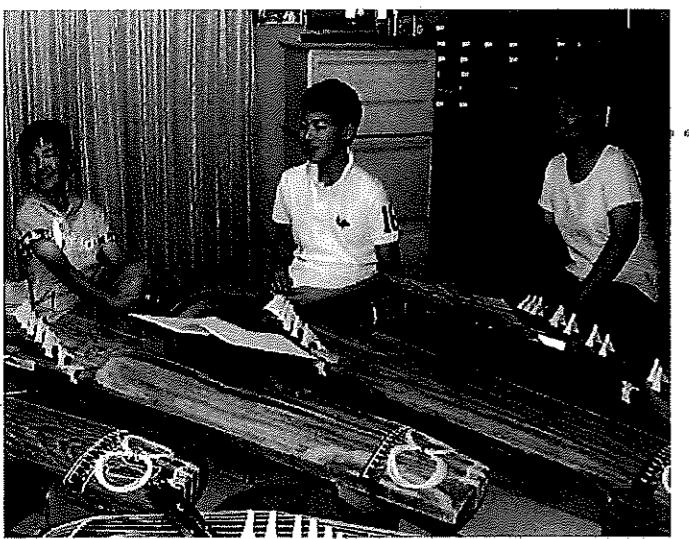
そうした状況を受けて、農林課
では、平成24年度から平成26年度
において、北海道大学農学部と連
携して、農業の労働需給構造調査
を実施し、さらに平成27年度に子
育て中の主婦を対象に実施した
「農業従事意向アンケート」にあ
る

子育てママの就労に関する主な課題

- ▶市内の他産業でも労働力不足が深刻な中、農業を選択してもらうための就労条件・環境整備
- ▶子育てママが「子育て中心」「初心者なのでゆっくり育てなければならぬ」ということに対する受入農家の理解



やミニトマトなどの農作業に従事
しています。
協議会では、今後、シニア世代
や男性も視野に入れながら、富良
野市の農業を支える人材の確保と
育成に取り組んでいきますので、興
味や関心のある方は、農林課に
問い合わせください。



親子の時間を持ちたいと尺八を始めた大西さん。お等(こと)と
を習う息子さんたちと、発表会に向け練習に励んでいます。

● 仕事も家庭も両立させるために
在宅介護と施設介護のサービスを受ける
「株式会社すまいるふらの」
代表の大西さんは、仕事と主婦業を両立しているパワフルな女性。困っている人を手助けしたいと、高齢化が進む富良野で介護施設を経営しています。

● 家族団らんを活力に
介護の仕事は24時間毎日続き、終わりはありません。「結婚していないなかつ

富良野でJターン就職応援特別号(中)

富良野へ帰つてこないがイ?

富良野にJターンして見つけた自分らしい毎日

生まれ育った故郷・富良野。一日離れたこの地に家族と共に戻り、近所や地域のあたたかいつながりの中에서도子どもを育てながら、多くの女性が社会で活躍しています。Jターン就職応援企画・連載第二弾は、家族や親戚、従業員への感謝を怠らず、女性の社会進出を目指し、苦労を乗り越え続ける女性経営者にお話しを伺いました。

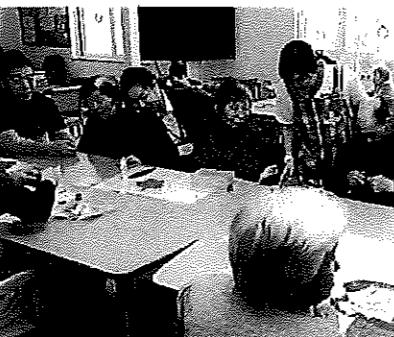
富良野へ帰つてこないがイ? 富良野で叶えたい夢

「高校時代、就職は事務職を希望していました。でも、担任の先生から『介護の仕事が向いている』と言われて、地元企業で働くことにしました」。

実際勤務してみると、「楽しい!」。やりがいを感じた大西さんは、結婚を機に富良野を離れた後も、介護業務に従事。大好きな富良野での自分の経験を生かして、「いつか高齢者に自分らしい暮らししができる場をつくりたい」という夢が膨らみました。その思いを聞いた夫は、子ども2人とともに家族でUターンを決断してくれたそうです。

富良野に戻つてからは、「多くの人が子どもの面倒を見てくれて、とても支えられました」と話す大西さん。保育園の送迎や子どもの看病など、両親や親類が子育てに協力してくれたので、仕事に集中することができました。

「人と人とのつながりが深い富良野では、安心して子育てできると感じます」。



従業員の支えと利用者の幸せそうな笑顔に励まされ、日々の業務に取り組んでいます

PROFILE

株式会社
すまいるふらの
代表取締役
大西 三奈子さん
(39歳)

富良野高等学校卒。介護老人保健施設ふらのに5年間勤務し、結婚を機に帯広へ。夫の転勤で赴任した土地でも介護の仕事に従事し、富良野に戻る。平成23年に「株式会社すまいるふらの」を設立し、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざしている。



富良野でJターン就職応援特別号(下)

知人が来ると照れてしまうこともあります。「愛される銀行員をめざしましょう」という支店長の言葉を目撲に、毎日、窓口業務を行います。

富良野市男女共同参画推進計画

5理念 3目標 11観点 20項目 27取組

基本理念	基本目標	推進の観点(視点)	推進項目	当面する主要な取組について	備考 (具体的な内容)	主な関係部署 3年目標の内容	平成27年度 計画	平成27年度 実績	平成28年度 計画	平成28年度 実績	平成29年度 計画	平成29年度 実績 12月末現在(参考)
男女の尊重の又社会的慣習に沿つての制度	男女共同参画の実現に向けた意識作り	(1)男女平等を育む教育の充実	①男女平等を育む学校教育の推進	1 男女対等な関係の中で自分の体を大切に出来る性教育の実施	1 特別活動、保健体育	学校教育課	性教育授業の実施	全校で実施	性教育授業の実施	全校で実施	性教育授業の実施	全校で実施
				2 性別役割分担の意識の影響を受けずに、自らの意思で進路を決めることができるよう進路指導		学校教育課	進路指導の実施	全校で実施	進路指導の実施	全校で実施	進路指導の実施	全校で実施
				3 性別によって人を差別しない男女平等意識の確立	1 道徳、社会	学校教育課	具体的な事業 道徳授業の実施	全校で実施	具体的な事業 道徳授業の実施	全校で実施	具体的な事業 道徳授業の実施	全校で実施
				4 技術・家庭科の男女共同必須の授業の中で取り組まれる、一人ひとりの生活自立に向けた学習(含む食育)	1 総合学習、家庭科	学校教育課	ふるさと給食による食育 技術家庭科の共同授業実施	全校で実施	ふるさと給食による食育 技術家庭科の共同授業実施	全校で実施	ふるさと給食による食育 技術家庭科の共同授業実施	全校で実施
		(2)男女平等を育む家庭教育の推進	1 家庭教育セミナーの実施		社会教育課	年1回程	セミナー・講演会開催	セミナー(延4回) 映画上映会(延1回)	セミナー・講演会開催	セミナー(全5回) 講演会(全1回)	セミナー・講演会開催	セミナー(全5回) 講演会(全2回)
			③男女平等を育む生涯学習の推進	1 各種講座の実施	市民協働課	年1回程	講演会の開催	起業ワークショップ(4回)開催	講演会の開催	地域づくり講演会1回開催	講演会の開催	地域づくり講演会1回開催
		(2)男女の権利と平等意識の啓発	①広報・啓発活動の充実	1 人権尊重の意識を高めるための広報活動	市民協働課	年2回程	広報掲載	広報掲載	広報掲載	広報掲載	広報掲載	広報掲載
			②国際交流・国際協力の促進	1 国際交流・国際協力の促進	シラートミンク市との交流、国際交流の実施	関係部署 (市民協働課)	シラートミンク市交流(通年)・国際交流(通年)	シラートミンク市より2名来富 ニュージーランド・ラグビー研修3名 与論島4名 書道交流2名	シラートミンク市交流(通年)・国際交流(通年)	ニュージーランド・ラグビー研修4名	シラートミンク市交流(通年)・国際交流(通年)	ニュージーランド・ラグビー研修2名
両活動立場と他活動における男女共同参画の促進	2)家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進	(1)仕事と家庭生活の調和を図る条件整備	①育児・介護の支援体制の充実	1 育児休業の推進、介護休暇の推進	関係部署 (こども未来課・商工観光課・市民環境課)	100人以上企業育児休業取得率 男10%女100%	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙
			②仕事と生活の調和に関する意識啓発	1 育児休暇等取得の教職員に対する制度の充実、地域の理解	1 適正な職員の配置計画	学校教育課	産休育休取得者 介護休暇取得者	中学校1名、小学校19名 0名	産休育休取得者 介護休暇取得者	産休育休取得者 小14名 中4名 介護休暇取得者 小1名	産休育休取得者 育児休業取得者 介護休暇取得者	小3名 中3名 小5名 中2名 小0名 中4名
			③就労の場における男女平等の確保	1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	関係部署 (商工観光課)	広報、チラシによる啓蒙	広報、チラシによる啓蒙	広報、チラシによる啓蒙	広報、チラシによる啓蒙	広報、チラシによる啓蒙	広報、チラシによる啓蒙	広報、チラシによる啓蒙
		(2)職場における男女平等の推進	1 研修会などの実施	市民協働課	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙
			④男女が働きやすい環境の整備	1 休暇制度の充実	関係部署 (商工課・こども課・市民協働課)	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙	ポスター・チラシによる啓蒙

基本理念	基本目標	推進の観点(視点)	推進項目	当面する主要な取組について	備考 (具体的な内容)	主な関係部署 3年目標の内容	平成27年度 計画		平成27年度 実績		平成28年度 計画		平成28年度 実績		平成29年度 計画		平成29年度 実績 12月末現在(参考)			
(3)農林業・自営業における男女平等参画の促進	(3)農林業・自営業における男女平等参画の促進	①農林業・自営業における男女共同参画の促進	1 家族経営協定締結の促進	1 研修会の開催 農林課	隨時、窓口にて相談を受ける。		随时、相談を受けた。4組		随时、相談を受けた。		随时、相談を受けた。3組		随时、相談を受けた。		随时、相談を受けた。3組		随时、相談を受けた。			
							2 合同調印式の開催 農林課		随时、窓口にて調印を受ける。	随时、調印を行った。4組(総計214組)	随时、窓口にて調印を行う。	随时、調印を行った。3組(総計217組)	随时、窓口にて調印を行う。	随时、調印を行った。3組(総計220組)						
	(4)政策決定過程への女性の参画の推進	①審議会等への女性登用の促進	1 審議会等への女性登用の促進	審議会担当部署(総務課・企画課)	20%→30%		女性登用に向け啓蒙		女性登用に向け啓蒙		女性登用に向け啓蒙		女性登用に向け啓蒙		女性登用に向け啓蒙		女性登用に向け啓蒙			
							2 ごみ減量化		防災訓練地域参加予定者50名(内女性25名予定)	防災訓練地域参加者103名(内女性38名36.9%) 防災会議委員34名(内女性2名5.9%)	防災訓練地域参加予定者50名(内女性25名予定)	防災訓練地域参加者70名(内女性18名25.7%) 防災会議委員34名(内女性2名5.9%)	防災訓練地域参加予定者50名(内女性25名予定)	防災訓練地域参加者71名(内女性37名52.1%) 市総合防災訓練参加者338名(内女性69名20.4%) 防災会議委員34名(内女性1名2.9%)						
	(5)地域社会への男女の参画の推進	①地域活動の促進	1 防災・ゴミの減量化などにおける男女の参画	1 防災 関係部署(総務課・市民環境課)			女性町内会長啓蒙		女性町内会長4人		女性町内会長啓蒙									
							2 町内会役員などへの女性の参画		市民協働課											
(3)多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	(1)安心して子育てができる支援体制の整備	①安心して子育てができる環境整備	1 学童保育所・児童館の整備	1 こども未来課		改築済み														
							2 子育てガイドマップの作成	こども未来課	子育てガイドマップ400部作成(掲載内容の一部変更)	子育てガイドマップ400部作成(掲載内容の一部変更)	子育てガイドマップ400部作成(掲載内容の一部変更)	子育てガイドマップ400部作成(掲載内容の一部変更)	子育てガイドマップ400部作成(掲載内容の一部変更)	子育てガイドマップ400部作成(掲載内容の一部変更)	子育てガイドマップ400部作成(掲載内容の一部変更)	子育てガイドマップ400部作成(掲載内容の一部変更)	子育てガイドマップ400部作成(掲載内容の一部変更)	子育てガイドマップ400部作成(掲載内容の一部変更)		
							3 子育てガイドブックの作成	こども未来課	子育てガイドブック400部作成(掲載内容の見直し)	子育てガイドブック400部作成(掲載内容の見直し)	子育てガイドブック400部作成(掲載内容の見直し)	子育てガイドブック400部作成(掲載内容の見直し)	子育てガイドブック400部作成(掲載内容の見直し)	子育てガイドブック400部作成(掲載内容の見直し)	子育てガイドブック400部作成(掲載内容の見直し)	子育てガイドブック400部作成(掲載内容の見直し)	子育てガイドブック400部作成(掲載内容の見直し)	子育てガイドブック400部作成(掲載内容の一部変更)		
							4 子育て情報の充実	図書館 こども未来課	変更部分を更新予定	変更部分の更新の実施	変更部分を更新予定	変更部分を更新予定	変更部分を更新予定	変更部分を更新予定	変更部分を更新予定	変更部分を更新予定	変更部分を更新予定	変更部分を更新の実施		
	(2)安心して高齢期を迎える環境作り	①介護・福祉支援の充実	1 介護保険サービス・高齢者福祉サービスの実施	1 介護保険課		家庭と介護の関係事業(女性の負担軽減が目的)	地域福祉ネットワークの確立 ○地域ケア会議(9回) ○市民参加によるささえあい活動		家庭と介護の関係事業(女性の負担軽減が目的)		地域福祉ネットワークの確立 ○地域ケア会議(12回) ○市民参加によるささえあい活動		地域福祉ネットワークの確立 ○地域ケア会議(11回) ○市民参加によるささえあい活動		地域福祉ネットワークの確立 ○地域ケア会議(9回) ○市民参加によるささえあい活動					
							2 介護保険事業計画	介護保険課	家庭と介護の関係事業(女性の負担軽減が目的)	地域支援事業の充実 ○ふれあい託老(39回、延利用443人) ○配食サービス(77人、7,143食)	家庭と介護の関係事業(女性の負担軽減が目的)	地域支援事業の充実 ○ふれあい託老(50回、延利用567人) ○配食サービス(63人、9,040食)	地域支援事業の充実 ○ふれあい託老(51回、延利用585人) ○配食サービス(80人、10,100食)	地域支援事業の充実 ○ふれあい託老(51回、延利用585人) ○配食サービス(80人、10,100食)	地域支援事業の充実 ○ふれあい託老(39回、延利用443人) ○配食サービス(77人、7,143食)	地域支援事業の充実 ○ふれあい託老(39回、延利用443人) ○配食サービス(77人、7,143食)	地域支援事業の充実 ○ふれあい託老(39回、延利用443人) ○配食サービス(77人、7,143食)	地域支援事業の充実 ○ふれあい託老(39回、延利用443人) ○配食サービス(77人、7,143食)		
	(3)相談体制の充実	①相談・総合支援体制の充実	1 女性相談体制の充実	市民課(市民相談室)	女性弁護士相談室2回程	4回(4.8.13月)	旭川弁護士会に委託(毎月第2日曜)		4回(4.8.13月)予定		旭川弁護士会に委託(毎月第2日曜)		旭川弁護士会に委託(毎月第2日曜)		旭川弁護士会に委託(毎月第2日曜)		旭川弁護士会に委託(毎月第2日曜)		4回(4.8.13月)予定	
							2 DV相談窓口の充実	1 DV相談 こども未来課	関係機関連携による相談体制の充実	関係機関連携による相談体制の充実	関係機関連携による相談体制の充実	関係機関連携による相談体制の充実	関係機関連携による相談体制の充実	関係機関連携による相談体制の充実	関係機関連携による相談体制の充実	関係機関連携による相談体制の充実	関係機関連携による相談体制の充実	関係機関連携による相談体制の充実		
	(4)男女の健康づくりの推進	①男女の健康保持・増進の促進	1 男女の健康診断の充実	保健医療課		特定健診受診率53% ガン検診 胃がん・肺がん・大腸がん 40歳~69歳 40% 子宮がん20歳~69歳 50% 乳がん 40歳~69歳 50%	特定健診受診率51.2% ガン検診 胃がん・肺がん・大腸がん 40歳~69歳 9.0%		特定健診受診率56% ガン検診 胃がん・肺がん・大腸がん 40歳~69歳 11.0%		特定健診受診率52.0% ガン検診 胃がん 40歳~69歳 7.4%		特定健診受診率60% ガン検診 胃がん 40歳~69歳 8.6%		特定健診受診率44.9%(H29.12月末現在) ガン検診(H29.12月末現在) 胃がん 40歳~69歳 7.4%					
							大腸がん 40歳~69歳 12.1% 子宮がん 20歳~69歳 15.3% 乳がん 40歳~69歳 21.8%	大腸がん 40歳~69歳 9.4% 子宮がん 20歳~69歳 13.7% 乳がん 40歳~69歳 20.2%	大腸がん 40歳~69歳 9.4% 子宮がん 20歳~69歳 13.7% 乳がん 40歳~69歳 20.2%	見直し中										
	②母子保健・母性保護の推進	1 母子保健・母性保護の充実	1 (健康相談・健診・教室)	保健医療課	健康相談・健診・教室 (数値目標はなし)	母性健康相談 189件 母性訪問 177件 妊娠健康診査本数 延2,251人	健康相談・健診・教室 (数値目標はなし)		母性健康相談 170件 母性訪問 148件 妊娠健康診査受診数 延 1,935人		健康相談・健診・教室 (数値目標はなし)		母性健康相談 142件 母性訪問 102件 妊娠健康診査受診数 延 1,935人							

資料4

男女共同参画推進にかかる条例の策定について

(1) 条例の目的および内容

男女共同参画の推進のための基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明記し、啓蒙を図ることを目的とするために策定されています。

(2) 他自治体の策定状況

①北海道内179市町村中 条例策定済み 19市町(10. 6%)

道内35市中13市(37%) 114町村中6町(5. 3%)

・市 札幌、函館、旭川、釧路、北見、苫小牧、稚内、美唄、江別、士別、名寄、恵庭、北斗

②全国の策定状況 1,741 市町村中 条例策定済み 618市町村(35. 5%)

市区 469 市(57. 7%) 町村149(16. 1%)

市町村男女平等参画に関する施策推進状況調査

1 道内市町村における男女平等参画・女性に関する条例及び計画策定(予定)状況
(平成28年4月1日現在)

1 市町村における男女平等参画・女性に関する条例制定状況

【19市町】

市町村名	条例名	公布年月日	施行年月日
札幌市	札幌市男女共同参画推進条例	平成14年10月7日	平成15年1月1日
函館市	函館市男女共同参画推進条例	平成17年3月25日	平成17年4月1日
旭川市	旭川市男女平等を実現し男女共同を推進する条例	平成15年3月27日	平成15年4月1日
釧路市	釧路市男女平等参画推進条例	平成22年12月15日	平成23年4月1日
北見市	北見市男女共同参画を推進するための条例	平成18年7月4日	平成18年7月4日
苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進条例	平成18年12月21日	平成19年1月1日
稚内市	稚内市男女共同参画推進条例	平成20年3月21日	平成20年4月1日
美唄市	美唄市男女共同参画条例	平成21年12月18日	平成22年4月1日
江別市	江別市男女共同参画を推進するための条例	平成21年3月30日	平成21年4月1日
士別市	士別市男女共同参画推進条例	平成23年1月1日	平成23年4月1日
名寄市	名寄市男女共同参画推進条例	平成27年12月1日	平成28年4月1日
恵庭市	恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例	平成15年1月2日	平成15年1月2日
北斗市	北斗市男女共同参画推進条例	平成16年2月1日	平成16年2月1日
七飯町	七飯町男女平等参画推進条例	平成21年12月21日	平成21年12月21日
俱知安町	男女が平等に参画する僕知安のまちをつくる条例	平成17年3月29日	平成17年4月1日
余市町	余市町男女共同参画推進条例	平成19年2月21日	平成19年4月1日
様似町	様似町男女共同参画条例	平成12年12月18日	平成12年12月18日
士幌町	士幌町男女共同参画推進条例	平成17年3月14日	平成17年4月1日
茅塙町	茅塙町男女共同参画推進条例	平成16年3月3日	平成16年4月1日

2 市町村における男女平等参画・女性に関する条例制定の検討状況

【2市町村】

市町村名	検討期間	市町村名	検討期間
猿払村、平取町	平成29年3月末までを目途に検討中		
三笠市、富良野市、知内町、木古内町、蘭越町、枝幸町、厚真町、標津町	平成29年度以降の制定を目指す検討中		
小樽市、室蘭市、岩内町、横丹町、浦幌町、白糠町、羅臼町	検討中[時期等未定]		

2-2 男女共同参画に関する条例の制定状況(市区町村)

(平成28年4月1日現在)

都道府県	市区町村数	条例の制定状況			検討状況(該当市区町村数)			
		制定済と回答した市区町村数	制定率(%)	市 区 町 村 名	検討中		検討してない	
					制定する目途	平成28年度以降		
北海道	179	19	10.6	札幌市 函館市 旭川市 銚路市 北見市 苫小牧市 稚内市 美唄市 江別市 士別市 名寄市 庭田市 北斗市 七飯町 俱知安町 余市町 様似町 土幌町 芽室町	2	12	7	139
青森県	40	2	5.0	八戸市 むつ市	1			37
岩手県	33	4	12.1	大船渡市 花巻市 奥州市 金ヶ崎町				29
宮城県	35	12	34.3	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 岩沼市 登米市 東松島市 大崎市 萩田町 大和町 富谷町		3	1	19
秋田県	25	4	16.0	湯沢市 由利本荘市 関上市 大仙市			1	20
山形県	35	3	8.6	山形市 長井市 白鷹町	1	3	2	26
福島県	59	15	25.4	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 須賀川市 喜多方市 二本松市 伊達市 本宮市 川俣町 大生村 会津美里町 石川町 植村町 富岡町		4	1	39
茨城県	44	25	56.8	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ケ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 潮来市 守谷市 筑西市 坂東市 稲敷市 神栖市 つくばみらい市 小美玉市 東海村 阿見町	1	5	1	12
栃木県	25	12	48.0	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 那須塩原市 下野市 野木町		2		11
群馬県	35	3	8.6	前橋市 高崎市 館林市				32
埼玉県	63	36	57.1	さいたま市 川越市 熊谷市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 春日部市 独山市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 藤沢市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 榊川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 坂戸市 鶴ヶ島市 吉川市 ふじみ野市 崇山町 川島町 上里町 松伏町		5	3	19
千葉県	54	7	13.0	千葉市 市川市 佐倉市 稲毛野市 市原市 我孫子市 富津市		4	6	37
東京都	62	25	40.3	港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 目黒区 渋谷区 中野区 豊島区 北区 板橋区 足立区 墨田区 立川市 三鷹市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 東大和市 清瀬市 多摩市 羽村市	1	1	5	30
神奈川県	33	5	15.2	横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 鎌倉市			1	27
新潟県	30	9	30.0	新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新潟田市 燕市 妙高市 五泉市 上越市		2		19
富山県	15	8	53.3	富山市 高岡市 魚津市 磯波市 南砺市 射水市 入善町 朝日町		1	1	5
石川県	19	19	100.0	金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 川北町 津幡町 内灘町 志賀町 宝達志水町 中能登町 穴水町 能登町				
福井県	17	11	64.7	福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 銚江市 あわら市 越前市 坂井市 南越前町 越前町		1		5
山梨県	27	21	77.8	甲府市 北杜市 都留市 山梨市 大月市 莊崎市 富士吉田市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町 昭和町 忍野村 山中湖村 富士河口湖町		3		3
長野県	77	29	37.7	長野市 松本市 上田市 网谷市 飯田市 谷汲市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 下諏訪町 富士見町 桑野町 筑穂町 松川町 池田町 松川村 小布施町 高山村 信濃町		5	3	40
岐阜県	42	14	33.3	岐阜市 大垣市 高山市 多治見市 關市 各務原市 可兒市 県県市 瑞穂市 飛騨市 海津市 兼六町 輪之内町 坂祝町			2	26
静岡県	35	13	37.1	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 富士宮市 島田市 富士市 藤田市 掛川市 藤枝市 御殿場市 白糸井町 湖西町				22
愛知県	54	18	33.3	名古屋市 豊橋市 岐阜市 半田市 春日井市 豊川市 安城市 小牧市 東海市 大府市 尾張旭市 日進市 北名古屋市 斎藤市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町		4		32
三重県	29	15	51.7	津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 尾鷲市 亀山市 鳥羽市 いなべ市 志摩市 伊賀市 多気町 南伊勢町		2	1	11
滋賀県	19	7	36.8	大津市 彦根市 近江八幡市 草津市 守山市 野洲市 東近江市		4	1	7
京都府	26	15	57.7	京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 京丹後市 南丹市 木津川市 精華町				11
大阪府	43	34	79.1	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 守口市 枚方市 八尾市 富田林市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 岸和田市 羽曳野市 門真市 藤井寺市 東大阪市 泉南市 四條畷市 交野市 大阪狭山市 阪南市 島本町 忠岡町 藤原町 伊丹市 太子町 河南町 千早赤阪村	1		3	5
兵庫県	41	9	22.0	神戸市 姫路市 尼崎市 芦屋市 赤穂市 宝塚市 川西市 小野市 多可町		1	1	30
奈良県	39	5	12.8	奈良市 大和高田市 榛原市 生駒市 斎鳩町	1	3	2	28
和歌山县	30	2	6.7	橋本市 上富田町		5	1	22
鳥取県	19	18	94.7	鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 江府町			1	
島根県	19	11	57.9	松江市 浜田市 出雲市 益田市 大田市 安来市 江津市 雲南市 奥出雲町 川本町 津和野町	1	1	1	5
岡山県	27	24	88.9	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 岡戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 深川市 和気町 里庄町 新庄村 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町 吉備中央町	1			2
広島県	23	7	30.4	広島市 岡山市 三原市 尾道市 福山市 三次市 安芸高田市		2		14
山口県	19	9	47.4	宇部市 山口市 萩市 防府市 岩国市 長門市 美祢市 周南市 山陽小野田市				10
徳島県	24	3	12.5	鳴門市 阿南市 吉野川市		1		20
香川県	17	5	29.4	丸亀市 さぬき市 三豊市 直島町 琴平町		2	3	7
愛媛県	20	6	30.0	松山市 今治市 宇和島市 新居浜市 大洲市 東北町		3	1	10
高知県	34	4	11.8	高知市 南国市 いの町 中土佐町		1		29
福岡県	60	46	76.7	北九州市 福岡市 大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 田川市 八女市 筑後市 行橋市 豊前市 中間市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 うきは市 嘉麻市 朝倉市 みやま市 糸島市 那珂川町 志免町 新宮町 芭屋町 岡垣町 速見町 鞍手町 筑前町 東峰村 大力洗町 広川町 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町 勝田町 みやこ町 築上町	3	4	3	4
佐賀県	20	3	15.0	佐賀市 伊万里市 鳴門市			1	16
長崎県	21	5	23.8	長崎市 佐世保市 諫早市 大村市 西海市				16
熊本県	45	20	44.4	熊本市 八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 大津町 菊陽町 南小国町 小国町 高森町 山江村		4	3	18
大分県	18	18	100.0	大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 豊後大野市 由布市 国東市 姶島村 日出町 九重町 玖珠町				
宮崎県	26	15	57.7	宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 高原町 西米良村 川南町 崇葉村 高千穂町	3	2	1	5
鹿児島県	43	11	25.6	鹿児島市 鹿屋市 薩摩川内市 霧島市 奄美市 南九州市 姶良市 伊仙町 和泊町 知名町 与論町	1		3	28
沖縄県	41	12	28.3	那覇市 石垣市 浦添市 名護市 系満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宜野座村 北谷町 西原町 竹富町	2	7		20
計	1,741	618	35.5		24	93	59	947
うち市区	813	469	57.7		14	26	30	274
うち町村	928	149	16.1		10	67	29	673

(注) 市区町村の中に政令指定都市を含む。

札幌市男女共同参画推進条例

平成 14 年 10 月 7 日
条例第 27 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 19 条)

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会(第 20 条)

第 4 章 雜則(第 21 条)

附則

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女は、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこととされている。

そして、国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び男女共同参画社会基本法の制定等、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に發揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。

また、札幌市においても、これまで、女性の自立と地位向上を図り、さらには、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきたところである。

しかし、社会全体では、男女の人権の尊重に関する認識がいまだ十分であるとは言えず、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度・慣行や男女間の不平等な取扱いが依然として根強く残っていることから、男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。加えて、少子高齢化の進行、経済環境の変化や情報社会の進展等の社会情勢に対応する上でも、男女共同参画をより一層推進し、男女共同参画社会を実現することが緊要な課題となっている。

ここに札幌市は、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することが重要であるという認識の下、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のある分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与える、その者の職場などの生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のある分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のある分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のある分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する取組(積極的改善措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

- 第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、札幌市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させることができるように適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備及び財政上の措置)

- 第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第11条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

- 第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会等における男女共同参画の推進)

- 第13条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

- 第14条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適

切な広報及び啓発を行うものとする。

(教育及び学習の振興)

第 15 条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等に対する支援等)

第 16 条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第 17 条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(苦情等の申出)

第 18 条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会

(札幌市男女共同参画審議会)

第 20 条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 雜則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第20条第3項の規定によりこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中「中高層建築物紛争調整委員会委員」を「／中高層建築物紛争調整委員会委員／男女共同参画審議会委員／」に改める。